

青森県報

第二千八百五十三号

平成十九年
十一月二日

(金曜日)

目次

規 則

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 一

告 示

軽油引取税に係る特約業者の名称及び代表者の氏名の変更 (税 務 課) …… 二

公 告

県営土地改良事業計画の決定…………… (農村整備課) …… 三

右 同…………… (同) …… 三

建設業者の許可の取消し…………… (三 八 地 域 民 局) …… 三

右 同…………… (同) …… 三

右 同…………… (西 北 地 域 民 局) …… 四

右 同…………… (同) …… 四

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任及び退任…………… (中 南 地 域 民 局) …… 四

土地改良区の役員の内任…………… (西 北 地 域 民 局) …… 五

教 育 委 員 会

公印の作成及び廃止…………… (職 員 福 利 課) …… 五

公 安 委 員 会

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則…………… (情報管理課) …… 五

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条による告示…………… (同) …… 七

正 誤

平成十九年十月十二日定例公告中…………… (農村整備課) …… 七

平成十五年十二月三日定例出先機関中…………… (中 南 地 域 民 局) …… 八

規 則

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十七号

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築士法施行細則(昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「戸籍抄本」の下に「及び法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)」を加える。

第六条の見出しを「(欠格事由に係る届出等)」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「死亡し、又は失そう宣告」、「死亡又は失そう宣告」及び「死亡の日又は失そう宣告」を「失踪の宣告」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第九条後段」を「第九条第一項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

二級建築士又は木造建築士は、法第八条の二(第三号)に掲げる場合に該当する場合に限る。()の規定による届出をする場合においては、届出書に、免許証を添えて

知事に提出しなければならぬ。

第六条第四項中「第九条前段」を「第九条第一項（第一号及び第二号を除き、第三号）においては法第八条の二第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。」と、「よつし」を「よつ」に、「免状証」を「免状証」と改める。

第七条の見出し中「抹消」を「抹消」と改め、同条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「抹消」を「抹消」と、「抹消」を「抹消」と改め、同条第二項中「抹消した」を「抹消した」と改める。

第十七条の見出し中「抹消」を「抹消」と改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により処分」を「法第十三条の二第二項の規定により同条第一項の規定による知事の職権」と改め、同項を同条と改め、

第一号を「抄本」に改め、「及び登記事項証明書」を加へ、

欠格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか	いる	いない
	2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか	ある	ない
	3 禁以上の刑に処せられたこと、又は建築に関する罪を犯し罰金以上の刑に処せられたことがありますか	ある	ない
	あるときはその罪及び刑		

欠格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。	いる	いない
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。ある		ない
	あるときはその罪及び刑		
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年月日	
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある	ない
	あるときはその罪及び刑		
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年月日	
	4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建	ある	ない

築士の免許を取り消されたことがありますか。

あるときはその日

年月日

5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。

業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間

年月日から

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第七百五十六号

次の軽油引取税に係る特約業者の名称及び代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十九年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	山健商事株式会社	工藤 雅生	弘前市大字門外字村井五〇の一	平成二〇・三・一九
変更後	株式会社ヤマケン	工藤 すぐ		
変更前	"	工藤 すぐ	"	一九・六・一五
変更後		工藤 惠慈		

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、高根地区の県営土地改良事業（湛水防除事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十一月五日から同年十二月三日まで

三 縦覧の場所

中泊町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、小田川基幹第3地区の県営土地改良事業（基幹水利施設補修事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十一月五日から同年十二月三日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所
中泊町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 上田地下システム株式会社

二 代表者の氏名 上田 重作

三 主たる営業所の所在地 八戸市長苗代三丁目九の六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一四二五八号

五 取消年月日 平成十九年十月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、管、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工

業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社アイコム通信

二 代表者の氏名 東野 幹男

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字高館前八二

- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第三〇〇一一九号
- 五 取消年月日 平成十九年十月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気、電気通信、消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十九年十月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 朝出建設有限公司
- 二 代表者の氏名 小山内 美奈子
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市車力町屏風山一の二七二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一〇二五二号
- 五 取消年月日 平成十九年十月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十九年九月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社豊栄工業
- 二 代表者の氏名 羽場 武作
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市牛潟町大田光一三八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第七〇〇〇八号
- 五 取消年月日 平成十九年十月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十九年十月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、石川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年十一月二日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退 任の 年 月 日
理事	斎藤 秀弥	弘前市大字石川字長者森七七の二	平成 一九・一・二就任
"	相馬 金精	大字大沢字下村元二五	"
"	工藤 正川	大字石川字石川二	"
"	斎藤 鉄男	字村元四五	"
"	工藤 武俊	字春仕内一八の四	"
"	小笠原 求	字石川七五の一	"
"	秋元 定三	字岸田八二の一	"
"	下山 昭弘	大字堀越字柏田七三の三	"

教 育 委 員 会

区役員の 別名	氏名	住 所	退任の年月日
監事	石川 忠光	つがる市木造筒木坂松本一五二の七二	平成一九一九

平成十九年十一月二日

西北地域県民局長 神 豊 勝

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、屏風山土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

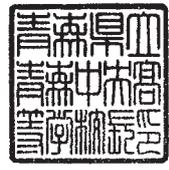
監事	池田 治樹	大字大沢字稲元川原四三の一	一九一九退任
理事	工藤 良助	大字石川字石川一〇三の二	"
理事	工藤 治樹	大字大沢字稲元川原四三の一	"
理事	齋藤 秀弥	大字石川字長者森七七の二	"
理事	齋藤 清	大字堀越字川合一六の五	"
理事	工藤 正川	大字石川字石川二	"
理事	相馬 金精	大字大沢字下村元二五	"
理事	工藤 武俊	大字石川字春仕内一八の四	"
理事	齋藤 鉄男	字村元四五	"
理事	小笠原 求	字石川七五の一	"
理事	齋藤 新一	大字堀越字柳田一五五の一	"
理事	齋藤 隆	字柏田七〇	"
理事	工藤 勝久	大字石川字石川四四	"
理事	工藤 良助	一〇三の二	"
理事	池田 治樹	大字大沢字稲元川原四三の一	"

青森県教育委員会告示第十二号

平成十九年十月三十一日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十九年十一月一日同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成十九年十一月二日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

公印の名称及び印影	公印の名称及び印影
青森県立青森中央 高等学校長印	青森県立青森中央 高等学校長印
	

公 安 委 員 会

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二日

青森県公安委員会委員長 橋 本 八 右 衛 門

青森県公安委員会規則第十七号

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安

委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下「国家公安委員会規則」という。）及び青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号。以下「条例」という。）の規定に基づき、法令等（法律及び法律に基づく命令又は県の条例若しくは他の規則をいう。以下同じ。）に特別の定めのある場合を除くほか、公安委員会等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公安委員会等 公安委員会、警察本部長、警察本部の所屬長及び警察署長をいう。

二 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

三 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の告示）

第三条 公安委員会は、国家公安委員会規則第五条第一項及び条例第三条第一項の規定により、公安委員会等に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織（公安委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができるものを定めるときは、これを告示するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 前条の告示に係る申請等を電子情報処理組織を使用して行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、次に掲げる事項を、当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。ただし、当該電子申請等を行う者は、第二号及び第三号に掲げる事項を入力することに代えて、法令等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することができる。

一 当該申請等を書面等により行うときに法令等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項

二 当該申請等を書面等により行うときに法令等の規定により添付すべきこととされている書面等に記載すべき又は記載されている事項（前号に掲げるものを除く。）

三 当該申請等を書面等により行うときに法令等の規定により添付すべきこととされている電磁的記録に記録すべき又は記録されている事項（第一号に掲げるものを除く。）

2 前項に規定する入力は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続の際に公安委員会等からプログラムを付与された場合に、これを正常に稼働させられる機能を備えた電子計算機を使用して行わなければならない。

3 第一項の規定により電子申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信するものとする。ただし、公安委員会の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第百一十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

三 前二号に掲げるもののほか、公安委員会が別に定める電子証明書

4 公安委員会等は、電子申請等を行う者が第一項第二号又は第三号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等について定められた法令等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を入力することを要しないものとすることができる。

一 電子申請等を行う者に係る第三項第一号に掲げる電子証明書を送信するとき

二 当該申請等を行う者に係る登記事項証明書であつて、当該申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

三 電子申請等を行う者に係る第三項第二号に掲げる電子証明書を送信するとき

四 当該申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、当該申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事

項

三 電子申請等を行う者に係る第三項第三号に掲げる電子証明書であつて、公安委員会等が別に定めるものを送信するとき 当該申請等を行う者に係る登記事項証明書又は住民票の写しであつて、当該申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

四 電気通信回線を使用して公安委員会等に登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る登記事項証明書に記載された事項

5 書面等以外の有体物の提出を要する電子申請等を行う者が第一項の入力を行うときは、警察本部長の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

6 法令等の規定に基づき同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）を行う者が、第一項の入力を行ったときは、同項の規定により入力された事項に係る書面等は、当該申請等に係る必要な数が提出されたものとみなす。

（委任）

第五条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、警察本部長が定める。

正

誤

農 村 整 備 課

発行年月日 発行番号	区 分	ペー ジ	段	行	誤	正
平成一九二〇三 第二八四四号	公 告	五	下	ら 後 ろ か	十一月二日	十一月九日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県公安委員会告示第百十六号

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年青森県公安委員会規則第十七号）第三条の規定により、電子情報組織を使用して行わせることができる申請等の根拠となる法令等の名称及び条項並びに当該申請等に係る電子情報処理組織の使用を開始する日を定めたので、次のとおり告示する。

平成十九年十一月二日

青森県公安委員会委員長 橋本 八 右 衛 門

根拠となる法令等の名称及び条項並びに使用を開始する日

法 令 等 の 名 称	条 項	使用を開始する日
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 （平成三年国家公安委員会規則第四号）	第十七条第一 項同条第二項	平成十九年十一月 二日
青森県情報公開条例 （平成十一年十二月青森県条例第五十五号）	第六条	

平成 二五 二六 〇号		発行年月日 発行番号
出先機関		区分
五		ページ
下	上	段
表中	表中	行
二〇の二 〇の二 〇の二	〇の二 〇の二 〇の二	誤
二〇の二 〇の二 〇の二	〇の二 〇の二 〇の二	正

中南地域県民局

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭